

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案

規制の名称：介護サービス事業者の経営情報に係る報告

規制の区分 新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：老健局認知症施策・地域介護推進課

評価実施時期：令和5年1月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことと想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

実態を踏まえた効率的な介護サービス提供体制の構築のための政策検討や介護従事者等の処遇改善に向けた検討等に資するという観点から、経営情報の収集・把握を進めることが重要であり、介護職員の処遇改善を進める上でも、介護サービス事業者の経営状況について、医療法人と同様に分析できる体制の構築が求められているため、データベースを構築するための報告規定を設ける。

規制の新設を行わない場合、介護サービス事業所への経営影響を踏まえた適時の支援について、より詳細な実態の把握に基づく政策の企画・立案の推進に支障が生ずるほか、実態を踏まえた介護職員の処遇改善の取組が進まないおそれがある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

現行における介護サービス事業者の経営状況の把握については、介護事業経営実態調査は3年に1度の介護報酬改定を目的とした調査であり、経年での経営年での経営状況の変化を確認できない、悉皆ではなく抽出調査であり、全事業所の状況を把握できない、法律に基づく調査でなく、回答率は高くはない等の指摘がある。そのため、定期的に介護サービス事業者の経営状況を把握した上で、実態に基づく支援策を的確に検討する上では、法律の規定に基づき、介護サービス事業者から経営情報の報告を定期的に求めるべく、本規制を設ける必要がある。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

介護サービス事業者の経営情報の報告への対応が生じる。ただし、介護サービス事業者が既に保有している情報を中心に、オンラインでの報告を可能とし、新たに入力して報告する必要のある項目を減らす等の対応を行う予定であり、金銭的費用は生じない。

【行政費用】

国及び都道府県において、介護サービス事業者の経営情報について調査・分析等を行うための費用が生じる。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制の新設のため該当せず)

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本規制の新設に伴い、全国の介護サービス事業所・施設の収益及び費用等の情報を把握・分析することができ、介護サービス事業者への的確な支援策の検討や、実態を踏まえた介護従事者等の処遇改善に向けた検討に活用することが可能となるほか、当該分析の結果を公表することで、国民に対して介護が置かれている現状・実態の理解の促進にも資するという効果が期待できる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

効果（便益）について、具体的な額として金銭価値化することは困難。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められる。

（規制の新設のため該当せず）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握するこ

とが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的な影響は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本規制の新設により、介護サービス事業者は自らの経営情報の報告について一定の負担が生じるもの、報告の際に入力する項目を減らす等により負担の抑制が図られている一方で、介護サービス事業者の経営情報を都道府県及び国が把握することにより、経営影響を踏まえた的確な支援策の検討など、実態を踏まえた政策の企画立案の推進に資するため、本規制の内容は適当と判断する。

6 代替案との比較

⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

介護サービス事業者の経営情報の報告を努力義務とする対応が考えられる。この場合、努力義務の遵守については、介護サービス事業者側の判断に委ねられることになり、支援策の検討等のために必要となる一定の量の情報を収集できずに、実態に基づく的確な政策の企画立案を十分に行えないおそれがある。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

(なし)

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

この法律の施行後五年を目指として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容に

よっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

指標の設定は困難